

平成17年11月

# 逗子市教育委員会第1回臨時会

平成17年11月14日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

平成17年11月14日逗子市教育委員会第1回臨時会を逗子市役所第7会議室に招集した。

### 出席者

委員長	小 島 裕 子
教育委員	五十嵐 樹
教育委員	村 松 邦 彦
教育長	野 村 昇 司

教育委員会理事 兼教育部担当部長	松 下 洋一郎
---------------------	---------

### (文化・教育ゾーン総括)

教育部長	新 明 武
教育部次長	嶋 六 三
教育部次長	川 村 信 敏
学校教育課長事務取扱	
教育部参事	平 和 夫

### (文化・教育ゾーン担当)

教育総務課長	草 柳 清
学校教育課主幹	倉 地 正 行
学校教育課課長補佐	金 沢 聖
学校教育係長事務取扱	
充て指導主事	柳 原 正 広
生涯学習課長	矢 島 茂 生
生涯学習課課長補佐	竹 内 敏 春

### 文化財保護係長事務取扱

図書館長	川 上 喜久夫
------	---------

文化プラザホール主幹

小 俣 雄 司

(仮称)生涯学習棟担当

事務局

教育総務課副主幹

館 兼 好

庶務係長事務取扱

開会時刻 午前 9 時 4 5 分

閉会時刻 午前 1 1 時 0 5 分

会議録署名委員決定 村松委員、五十嵐委員

**小島委員長**

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときは退場いただく場合がありますので、御了承ください。

**小島委員長**

定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年逗子市教育委員会第1回臨時会を開催いたします。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は村松委員、五十嵐委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

**日程第1「報告第23号教育委員会職員の人事について」**

**小島委員長**

日程第1「報告第23号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局から御報告をお願いいたします。

**草柳教育総務課長**

それでは、報告第23号教育委員会職員の人事異動につきまして御報告を申し上げます。別紙人事異動新旧対照表をごらんいただきたいと思います。平成17年11月1日をもちまして実施しました教育委員会の人事につきまして、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理によりまして行いましたので、同条第2項の規定に基づきまして御報告をし、承認をお願いするものであります。以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

**小島委員長**

本件について御質疑、御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。では、御意見、御質疑等もございませんので、本件については承認をするということによろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定をいたしました。

**草柳教育総務課長**

委員長、すみません。本日、本人出席しておりますので、御紹介だけさせていただきたいと思っております。それでは、文化プラザ主幹、小俣でございます。よろしくお願いいたします。

**小俣文化プラザホール主幹（（仮称）生涯学習棟担当）**

長い間、ありがとうございました。また文化プラザについては今後ともよろしくお願いいたします。

**小島委員長**

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**日程第2「議案第14号逗子市教育委員会の機構改革について」**

**小島委員長**

では、日程第2「議案第14号逗子市教育委員会の機構改革について」を議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

**草柳教育総務課長**

それでは、議案第14号逗子市教育委員会の機構改革につきまして御説明を申し上げます。市では、機構改革を実施するに当たりまして、別紙のとおり逗子市行政図（案）並びにスポーツ課の移管について市長から提示をされましたので、これに合わせまして逗子市教育委員会の機構改革を実施する予定としておりますので、機構改革案について御意見を賜りたいと思います。

まず1点目につきましては、お手元に御配付をさせていただきましたが、先般市長の方から別紙のとおりスポーツ行政の市長部局への移管についてと、あわせまして逗子市行政機構図（案）でございます。これに基づきまして、福祉部にスポーツ課を移管させていただきたいとの依頼が来ております。

それから2点目としましては、現在生涯学習課の文化財保護係を文化財課と独立させていただきたいと考えております。御承知のように、先般、長柄桜山古墳及び名越切通のさらなる保全・整備に努めるため、さらに可となれば専門職員等を配置するなどの整備を図ってきたいと教育委員会では考えております。

3点目は、現在課の中に係がございます。組織のフラット化の一環としまして、係を廃止

し、新たに、仮称でございますが、チーム設置をするということとしております。これにつきましては、階層的・手続的な距離を大幅に短縮化するというところでございます。要するに決裁の迅速化を図りたいということで、フラット化を進めさせていただきたいというふうに考えております。

恐れ入りますが、お手元に御配付しましたフラット化についてという資料をごらんいただきたいと思っております。まず、今御説明申し上げましたように、より効果的・柔軟的な業務システムを目指すというところで、先ほど申し上げました決裁を短期間ですか、を図るというのが1つ目的としてございます。

2つ目は、係の廃止をしまして、仮称でございますが、チームの設置をしたいというふうに考えております。イメージとしましては、イメージ1にございますように、課長、課長代理からチームと、それからもう一つは、イメージ2としましては、課長から担当者、担当に分けてのチームづくりという考え方でございます。

3点目としましては、補職名及び決裁権限の見直しでございます。次長職の職を廃止しまして、総括参事を設置するというところでございます。今まで次長職につきましては権限を持っておりましたが、総括参事につきましては決裁権限のないという形で置きたいということでございます。それから、総括参事につきましては、どういう内容ということになりますと、要するに部内の各課の事務の調整、とりまとめ等を行うスタッフ職として、従来の庶務担当課長が行っていた事務を取り扱うということでございます。課長補佐の職を廃止しまして、課長代理を設置するというものでございます。(3)としまして、補職名の見直しという部分がございます。左側が現行でございます、見直し案としましては右側がその形になります。それから(4)としましては、決裁の階層の簡略化でございます。教育委員会につきましては、現在1部11課7係でございますが、これが1部11課になるということでございます。それに基づきまして、また資料として御配付させていただきます逗子市教育委員会事務分掌規則の新旧対照表案につきましては、ただいま御説明申し上げましたフラット化及び市長から依頼のありましたスポーツ課の移管についての改正案でございます。

以上御説明申し上げましたが、機構改革につきましては現在案の段階でございます、本日委員の皆様のお意見を賜りまして、最終決定につきましては市議会にこれを提案し、承認された後、決定するというところで御承知おきをいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

**小島委員長**

ありがとうございます。それでは、積極的に御質疑、御意見などいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### **村松委員**

まず質問ですが、このフラット化については大変いいと思うんですね。スポーツ課を移管することについて、メリット、なぜ健康福祉課に移すのかどうかですね、その辺についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

#### **新明教育部長**

今回ですね、スポーツ課を福祉部へということで、行くということでございますが、この福祉部については、行政機構図をまずごらんいただきたいと思います。現在の福祉部につきましては、健康福祉部と名称が変えられまして、特にその中で現在福祉課において児童係を設置しておりますが、その児童係を今回、子育て支援課ということで、課として独立させます。その中で、小さなお子様から高齢者の方々の健康面をとらえた中での健康福祉の施策の増進等、そういうものを図った。そういうことも1点あると思います。その中で、今回これまで議会の一般質問等、それから市民の意見等もございまして、特に今回、19年には生涯学習棟の中に温水プールもできます。いろいろな面でこれからそういうような諸施設を活用した中で、高齢者からお子様までの、小さな方ですね、そういう方の健康面をとらえた中でのスポーツの推進をしていくことも必要なのではないかと。そういう議論がございました。そのような中で、今回健康福祉という部を新たに、名称変更なんですけど、作りまして、その中でやっていく。この事務移管によりまして、今まで教育委員会の中でやってきた体育行政、スポーツ、それだけではなくて、いろいろな健康面の中でサポートできるような筋道を進めていこう。そのような中での発想から今回のことにと、そういうような状況でございます。

#### **小島委員長**

ありがとうございます。いかがでしょうか。

#### **村松委員**

逗子はいわゆる教育行政としてスポーツと文化、これを2本柱としてやってこられましたよね。しかもこれから特にスポーツと文化というのは、健全な子供たちを養育し、発達させていくための重要な位置づけとしてやっているはずなんですね。福祉課へ持っていったとしても、その理念は恐らく変わらないと思うんですが、単なる健康増進、そういう問題じゃないと思うんですね、スポーツというのは。だから、その辺が高齢者とのスポーツ、それから子供たちの健康のためのスポーツという肉体的な面だけとらえて、健康いわゆる福祉部へ持ってい

くと。多分理念が抜けているんじゃないかと思うんですね。要するに現象面、体の面だけとらえて、そういう形で健康福祉部へ持っていかれた。実はそうじゃなくて、スポーツというのは健全な精神、健全な肉体と健全な精神を文化行政と同じように心理的にもしっかりと植えつけていくのがスポーツ行政だと思うんですね。だから、その辺の議論をきちっとされたのかどうか、だからスポーツというのは先ほど言いました精神と肉体と両方あると思うんですが、肉体面だけとらえれば確かに福祉、健康増進という形だけでいいと思うんですが、ちょっとそれは筋が違うんじゃないかという気がします。

#### **新明教育部長**

私ども逗子市におきましては、昭和59年のスポーツ都市宣言、これもあるわけです。その中で生涯を通じてスポーツを愛し、それから自らスポーツに親しんでいく。それが市民総スポーツ運動ということの中でこれまで推進を図ってきています。このような推進は、この部が移っても、すべて変わるものではないと私どもも思っています。先ほど私どもの方で御説明いたしました今の体制の中で、いろいろな側面を支援するというような組織の移行ということもあるわけですが、先ほど申しましたように、従来から持っていた逗子市のスポーツへのやはり考え方、これはもう変わるものではないと、私どもはそう考えております。

#### **五十嵐委員**

今のお話をお聞きしていて、やはり従来から逗子のスポーツに対する考え方が、健康スポーツとレクリエーションスポーツだけだったんだなというふうに今、感想を持ちましたけれども、文部科学省でもきちんと競技スポーツ、それから青少年の健全育成ということをスポーツの定義として挙げていますけれども、今後逗子はその部分についてどう取り扱われるのか、そこを明確にしていただかないと、福祉部への移行というのは...その辺はどういうふうな調整をされているのか、お聞きしたいと思います。

#### **新明教育部長**

ちょっと私の方の説明がちょっと悪かったと思います。まさしく競技スポーツをも、これは私ども、それは全然無視しているとか、そういうことではございません。やはりスポーツ全体を考えた場合、今回いろいろな側面で、過日もお話をさせていただきましたように、総合型地域スポーツクラブの開設だとか、そういうものを含めた中で、いろいろなやはり競技スポーツも含め、いろいろ体協の支援等もございますので、そのような中で今後とも進めていきたい。そのように考えているところでございます。

#### **小島委員長**



ほかにいかがでしょうか。

#### **村松委員**

逆に今、教育部長がね、おっしゃることであれば、教育部に置こうが、要するに健康福祉部に置こうが、それは同じだと思うんですね。急遽、健康福祉部へ持っていかなければならないという緊急性ですね、それが何なのかということを知りたい。要するに、何かプールができてね、要するに高齢者のスポーツと、恐らくそこだけに焦点が合って、やっぱりあれは福祉だと、福祉と関連するから福祉に置かなきゃという、かなり拙速な決定じゃないのかという気がしてならないんですけれども、その辺はどうですか。

#### **新明教育部長**

やはりなかなか今まで健康面をとらえた中でこのような事業の進め方というのは、かなり縦割りの部分で、特に教育委員会と市長部局ということになりますと、かなりそういう部分で連携がなかなかうまくとれなかったという部分がございます。これはうまくやっていけばできるのではないかという、そういう意見もあろうかと思いますが、やはりこれはこの事業を市長部局へ移管した中で、一体的にやはり行っていけば、よりスムーズに行くのではないかと、そういうふうには思っているところです。

#### **村松委員**

もう1件。ということは、教育委員会の配下にあって、教育長、教育部の中では、串刺しの横断的な仕事がしにくいということですね。言いにくいことをはっきり言いますよ。だから、一々それは教育部の行政だと教育委員会にかけなければならないし、要するに組織が市長部局と、市長とそれから教育委員会、独立していますからね。その辺が非常にやりにくいということなんですね。要するにそういうことでしょう。

#### **松下教育委員会理事兼教育部担当部長**

やりにくいというより、どう進めたら前進できるかということだと思んですが、部長も言いましたように、教育委員会を主体としてここまで進めてきましたスポーツの行政、そういうものにつきましては基本的な部分はとにかく変わらない、市としては変わらない。どちらに行こうが、スポーツ都市宣言をして進めていくということは変わりません。

今回、福祉に移ってきたというのは、逗子の課題として、市長も掲げます戦略課題という、教育ということで、教育、環境、それから市民との協働ということに置きましたけれども、健康という問題が大きくクローズアップされてきました。そこをどう進めていくかという議論の中で、私どもも移管というところが少し抜けていましたので、中身の話はしてきたつも

りなんです、それを進めるときに機構改革の話の中で、福祉というところからもう一步進めた健康をつくっていくと、そういう形での福祉の増進というものを進めたいというのが、市の課題として大きくなってきたわけです。ですから、スポーツ全体をもっと進めていこうという、そういう課題の前提の上で、スポーツの持つ健康、高齢化が進んでいくということも含めまして、健康づくりというところでのいろいろな施策がどんどん拡張され、広がっていきこうとしている、そういう中でスポーツを市長部局に統括することで、今までのものに加えて、さらに大きくしていくと。それには福祉自体が後からのケアではない、前向きな健康づくりというものと一体化するために、やはりスポーツのセクションを市長部局の方に持っていくことによって、一体化した、さらに進めた形をとっていくということで、今回ああいう形で提案されました。ですから、中身についての議論は基本的には変わらないんですけども、それを進めていく市としての姿勢が、よりウエートが高くなってきたということで、移管という話題が出まして、この報告、少しお話をする時間という部分でいきますと、遅れた感も私、ありまして、その辺は少し説明が足りなかったかというふうに思いますが、どちらにしる方向としてはそういうことを、ウエートがより、全体の価値が高まっていく中で、市長部局の方で一貫して進めていこうということが大きな理由です。ですから、生涯学習棟だけがどうということではなくて、市全体の取り組みとして非常に大きなウエートが高くなったことによる市の責任といったようなことから、より広く、深くしていきたいということでの提案というふうに私なりにはとらえております。

#### 村松委員

考えておられることはわかると思うんです。それはスポーツだけじゃなくて、文化も同じですよ。やはり今後の高齢者の問題、それから子供との問題という、市が考えておられるフラットな組織をどうつくっていったら、これからこういったチームでいろいろやっていく。総合的にやらなければいけないということも非常によくわかるんです。そうであればね、根本的に教育委員会そのもののあり方も、全部検討されて、要するに市全体の行政をどうフラットに、横断的に運営できるかということを考えたら、例えばそれはいろいろとあるんですけども、法的にはね。教育委員会とか教育長とか教育部のあり方も含めて、全体をもう一回組織を考えた方がいいと思うんですよ。それで、こっちへ持っていく、あっちへ持っていくということよりも、本当に今後市民にとって、どういう組織をつくっていくのがベターなのか、あるいはベストなのかということを考えて、それで市というのはすごくいろいろと行政が複雑になってきておりますから、やっていくためにはいろいろな課とかいろいろな部を

つくっていかない。これは大変ですから。しかも歳入が減ってくる中では、非常にフラットにせざるを得ないですね。そうすると、非常に横断的にやらないといけない。ですから、そうであれば、垣根を越えてどう運営していくかということまで考えられて、組織編成される方がいいんじゃないかと思うんですよ。教育委員会のあり方、教育長のあり方、あるいは教育部のあり方含めてね、今の教育部の問題に全部かかわってきますから、いろんなもの。何ていうんですか、市長の方の権限にかかってきますよね。だから、僕は根本的にその辺まで考えられた。別にスポーツ課を持って行って、理念が変わらなければいいんですけども、何か健康だけにスポットライト浴びて、健康増進だけというレクリエーションあるいはスポーツのいろいろと大会やるためには、そっちの方が簡単だろうとか、何か表面的にしか物を考えて、そっちへ移されたんだというような危惧があったからね、言ったんだけどさ、根本的に考えた方がいいんじゃないかと思うんだね。どうですか、そういう考えは。

#### **松下教育委員会理事兼教育部担当部長**

そういう意味では教育の分野…。

#### **村松委員**

スポーツだけじゃないよ。文化もそうだから、文化プラザホールもそうでしょう。これじゃやっぱり市民にとって何をやっていくのかというのは、非常に大きな問題でね、高齢者をどうして。これ、プラザホールのやり方も当然健康福祉部とは当然かかわってくると思うんだよね。これ、根本的な問題ですから、すぐ結論できる問題じゃないと思うんですけど。

#### **五十嵐委員**

今のお話で、教育委員としてのあり方というふうに今、村松先生おっしゃいましたけれども、子供たちのためにという発言をするのであれば、スポーツを福祉の方に移すというのは、やはり少し私としては子供たちのためにという観点から言えば、意見を言わせていただかなくてはならないのかなというふうに思います。ですから、教育部として、やはりこれからも競技スポーツですとか、子供たちの健全育成にスポーツを発展させていっていただきたいなというふうに思っていて、その辺、確認をしたいと思います。

#### **小島委員長**

ありがとうございます。それでは、根本にかかわる大きな御提案もいただいたわけですが、それをお持ち帰りいただくとして、本件に関しましては、まとめますと、子供、大人あるいは高齢者を含めたこれまでの逗子市のスポーツということに関する考え方あるいは方向性には一切変わりがないということですが、くり方を変えることによって、別

の視点も入れながら、さらにこれまでのメリットに別のメリットも加えていこうというような御提案というふうに解釈をいたしますので、それで、その理解でよろしいでしょうか。その上で、本件について結論を出したいんですけども、本件について可決をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

ありがとうございます。本件については可決することに決定をいたしました。

### 日程第3「その他」

#### 小島委員長

では、日程第3「その他」についてを議題といたします。

その他につきましては、事務局より構造改革特区の認定申請についてがお話にあるというふうに聞いておりますので、この件について御報告をお願いいたします。

#### 川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

まず、特区については、新聞報道で御承知だと思いますが、今回は第2弾として私ども事務局がまとめまして、先日の戦略会議に提案いたしました。本日はこの教育特区を申請することで非常に重要な問題であります。教育委員の皆様にはきちんとした検討ないしは審議の時間がなかったということで、非常にこの報告について、まずはおわび申し上げたいと思います。

それでは、これについて説明したいと思います。申請する特区の概略について、お話しします。まず1つは小・中一貫校ということで、修業年限の弾力化です。2点目が教員の免許状の弾力化です。3点目は学校の目的外使用についてです。教室を放課後や休日に塾に貸し出すというものです。それから4点目は、教員採用について、逗子で申請した教員を県費教職員の採用者制度に登載し、逗子に配置するというものです。5点目は、小学校のクラブ活動について、学区を越えて好きなクラブ活動に参加できるというものです。最後に6点目は、教科書の採択権限を学校に移譲するというものです。大きくこの6点について、事務局として案として報告したいと思います。

まず、小・中一貫校における修業年限の弾力化についてですが、申請する背景について説明したいと思います。現在学力向上あるいは個に応じた指導の充実ということで、小学校と中学校の教員が連携して9年間を見通した教育課程の編成ということが非常に重要ではないかと認識しております。しかしながら小・中学校の枠組みにおいては、児童・生徒や教師の

取り組み、それから意欲等々について、それぞれの目標にとどまっており、連携が言われている割にはなかなか進展しないというのが現状ではないかと思います。特に指導の効果や効率を考えたとき、果たしてこのままでいいのかというのが私ども事務局の思いでございます。次に、不登校の状況を考えますと、小学校から中学校に上がるときに非常に激増いたします。その要因にはいろいろあるかと思いますが、その子供の抱える要因が中学校で増大するということは、中学校の指導の問題とは言いきれないものがあるかと思いますが、やはり中学校という場への不安、それから小・中の教師の対応の相違など、非常に心理的な要因が多いのではないかと想像されます。このような状況を踏まえたとき、9年間連続した教育課程とともに、小・中学校の教員の校種を超えた教育活動や指導により、背景となっている課題が改善され、充実した義務教育期間となるのではないかと考えております。

なお、この小・中一貫校につきましては、特区として、あるいは文科省のモデル校として全国いろいろな市町村において進められております。本市としては、この特区申請については、考えとしてはいいのかなと思うんですが、現実的な課題としては今の学区の割り当てからいきますと、検討せざるを得ないところもございます。これらに対して準備期間としてある程度設けてから、小・中一貫校として申請していく必要があるのではないかと考えております。

次に教員免許の弾力化についてですが、これにつきましては小・中一貫校にかかわること、それからもう一つは、小・中人事交流、この2点において考えております。現在、中学校の教員は専科教員、専門教科による免許状となっております。平成14年の免許法の改正により、小学校では中学校免許状でも、その専科教員については指導できるようになりました。しかしながら小学校で担任することはできません。このようなことから、中学校の教員は小学校でも担任できるような小・中の人事交流すすめる必要があるのではないかと考えております。担任することによって、児童・生徒の心理状況あるいは発達状況を把握し、指導に役立てることができるのではないかと考えております。このようにして、免許の弾力化により、一層の指導、学力あるいは心の指導というものが可能になるのではないかと考えております。

次に、3点目の学校施設の目的外使用ですけれども、学校施設の管理は教育委員会の職務権限として地方教育行政法第23条に規定されていますが、学校施設すべて教育委員会が管理することは現実的ではありませんので、管理運営規則によって学校長に委任されております。したがって、学校施設の利用については校長の判断となりますが、教育活動以外の施設利用は目的外使用と言われて、範囲が学校施設の確保に関する政令により定められている。

そこには例えば選挙に当たっての投票や演説会場、非常災害時の避難所など、法令によって目的外使用が定められておりますが、それ以外にも社会教育に寄与する事業については施設利用などが今、進められております。このほかに、校長の許可による使用あるいは公共の利益に供するという点で、教育委員会との協議による目的外使用もあります。

このように考えてきたときに、学校教育のほかに教育の場として塾に施設を貸し出すという利用の仕方もあるのではないかと考えました。教育施設でありますので、利用者は市内在住の児童・生徒に限るということで考えております。しかしながら、これらを提案はそのように書きましたが、もう少し精査する必要があるのではないかと考えております。まずは、放課後や休日に教室を貸し出すという、学校の教室に果たしてそれだけ余裕があるかどうかという問題。それから貸し出す場合に管理者として校長の責任の範囲はどうなるのかということ。それから、貸し出す塾の選考についてがあります。それから、施設に瑕疵がある場合に、事故に対する責任の所在はどうなるのか。それから、利用に際して使用教室以外の施設に侵入できないようにするための措置、あるいは利用した児童・生徒の安全の確保など、さまざま課題があるかと思えます。そして何よりも公立学校の教室が塾におもねるような印象を与えかねないという部分もございます。それから、行政が学力向上の名のもとに、放課後まで児童・生徒を学習一辺倒になるような仕組みづくりをしてしまっているのかという、そういった批判もあるのかなと思っています。このような課題がありますので、これについても果たしてすぐに特区として申請すべきかということで、行政としては課題があると考えております。

次に、県費教職員の選考権限を市に移譲するという特区ですが、県費教職員の任用権限は県教育委員会の教育長にあります。したがって採用試験も神奈川県として実施しております。しかしながら今後の団塊の世代の大量退職あるいはそれに伴う大量採用の時代が予想されます。本市で採用しております少人数指導教員あるいは県費の臨時任用職員などの中には、かなり優秀な教員がおります。非常に実践力があって、指導力もあります。このような優秀な教員を逗子市として採用と認定した場合、県費教職員として採用していただきたいというのがこの提案の趣旨でございます。市として採用して雇用するというのが、現在はかなり弾力的になりました。しかしそれはあくまでも市の費用負担となってしまいます。現在義務教育の国庫負担について、地方への権限移譲とあわせて具体的任用と財源を市に移譲するという動きもございますけれども、現在の教育委員会の体制では本市で任用試験やその採用にかかわる事務は非常に難しい一つであると考えております。このような現状を踏まえたときに、

本市での実績を選考基準として県費教職員採用者名簿に登録し、本市に配置するというこの特区において求めるというのが事務局の考えでございます。

次に、5点目ですが、これはクラブ活動を市内一斉に行いまして、ほかの学区の学校での授業を受けることができるという特区でございます。教育課程の編成権限は、指導要領の総則にありますように、各学校において適切な教育課程を編成することということがあります。もう1つは、指定校ということで、子供が通う学校が特定されております。こうすることで、クラブ活動については指導要領に位置づけられておりまして、またその教育課程で学ぶ子供の学校も定められております。こうすることで、クラブ活動は各学校が児童や地域の実態、それから学校教育目標を踏まえて実施するものでございます。クラブ活動の現状を見ますと、学校の教員や施設の状況をかんがみて、クラブ活動の種類が決められております。児童の中には自分でやりたいクラブもあるかもしれませんが、また教師の中には勤務する学校では希望する児童が少ないためクラブが設置できず、自分の専門性を発揮できないという思いもあるかと思えます。これらの状況を踏まえたとき、市内の小学校がクラブ活動を統一し、さまざまなクラブ活動を学校を超えて参加できるシステムをつくる必要があるのではないかということを考えます。これらのことから特区を提案いたしました。

また、このクラブ活動については、教師だけが指導者となるのではなく、地域の指導者にも協力を願って連携しながら進めていくこと、そしてクラブの種類をふやしていくこと、そういうことで考えております。しかしながら、この提案についても精査する必要があり、また課題があるかと思えます。まずは市内一斉に、どこの学校にでも行けるということから、交通機関の利用も必要になります。教育活動として位置づけられることは、やはり教育委員会として明確な安全対策を講ずる必要があるかと思えます。また、教員の移動も必要となります。それからクラブ活動の時間ですが、現状は2時半過ぎよりいわゆる6時間目に実施しております。それと2時半から児童が移動すると、遠い学校に行くのに非常に時間がかかります。そういうことになると、クラブ活動の時間そのものが制限される可能性があります。さらに実施するには実際どのようなクラブがどれだけの種類があるのか、またどの学校でどのようなクラブが可能かというデータを収集して実現していく必要があるかと思えます。このようにして、この特区についても課題を整理した中で実現に向けて準備する必要があるのかなと思っております。

次に、最後に教科用図書採択の権限を学校に移譲するという、教科書採択は法令により、その権限は教育委員会にあります。今回の中学校採択においても、教育委員さんの皆さんで

時間をかけた採択が行われたところですが、平成8年の教育改革委員会の答申では、将来的には学校採択が望ましいという答申が出されております。つまり、教科書を使う教師が、その専門性を発揮して採択するというものでございます。地方分権の一層の展開で、各学校にはさまざまな権限を移譲し、いわゆる学校裁量権なるものが校長のリーダーシップのもとに自立をもって教育活動が今後展開するという中教審答申にもございますが、既に人事権、予算権も付与すべきだという議論もございます。このように、学校の主体性・自立性を図るために、教員が使用する教科書の採択を学校に移譲する、もって説明責任を果たしていくという方向性が望ましいのではないかとということで提案しました。

ところが、この採択権限についてもまた課題がございます。義務教育として、市として教育施策を進めるときに、教科書も重要な教育施策の柱になるかと思えます。したがって、市としての教育の方向性をすべて学校に預けてしまうような方向性が果たして今後必要なのかどうか、そのあたりも大きな課題があるかと思っております。したがって、これは教科書の採択権限を学校に移すということだけではなくて、教育そのものが学校すべてに任されていくという方向性もありますので、このあたりは大きな課題ではないかと考えております。

以上、課題も含めてこの6つの案を事務局として考えましたが、これらについて御審議、御検討いただければと思います。

#### **小島委員長**

ありがとうございます。私の方から続けて御説明をお願いしたいのは、この申請にかかわるプロセス、一連のですね、これをいつ申請をする。申請するということならば、いつ申請をして、いつ可否が決まって、可となればいつそれを実施すべきなのか、あるいはしないのかとか、そのあたりの予定、スケジュールについても少しお話しただけませんか。

#### **川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）**

1回目のこの特区の申請については、6月でありました。その間、教育部の方にも投げかけられましたが、事務局としてはもう少し検討を要するというので、6月の申請については取り下げました。2回目、今回なんです、一応11月18日が締め切りと聞いております。それまでに9月の段階で提案ないしは特区として出せる課題はないのかということで話がありまして、事務局としてもいろいろな法案を調べました。この趣旨は、学校教育を進める上で法的な縛りあるいは制限が外れたときにどういった教育ができるのか、あるいは逗子市としてどういった教育が制度によって課題となるのかという視点で検討いたしました。現実的でない部分もございますが、あるいはほかとの調整等も必要であろうかと思っておりますが、



9月いっぱいをかけまして、これについて事務局として考えをつくり上げました。10月には特にこれを調整いたします企画調整課の方から具体的な話がなかったものですから、さらにそれを詰めるということではせず、そのままにしておいて、11月に先ほど申しました戦略会議がございましたので、その結果について調整会議で検討せよということで、私も参加いたしまして、この説明を行いました。特区として今度は具体的に申請するということから今回教育委員の皆様には事務局として提案をしましたが、ただ中には事務局としても、これは出すにはまだ時期尚早である、あるいは内容をもう少し検討せざるを得ないだろうという部分もあると思いますので、それらも含めまして教育委員さんには御審議いただきたいということで考えております。

#### 小島委員長

ありがとうございます。では、第8次の11月18日締め切りの申請に向けた御提案ということで承りました。では、ただいまの6件の御提案につきまして、御質疑、御意見をいただきたいと思います。

#### 村松委員

この特区のいわゆる事例事項を見ていくと、今、6つ出されましたけど、これ6ついずれにしても悪くはないと思うんですよね、出すこと自体。ただですね、問題は今、逗子市で小・中学校の教育をどういうふうにしていくのか、今、2学期制なんかも問題出てますよね。2期制というんですか、スタート始めて。それで、その結果がどうなんだろうかという問題なんかもありますよね。それで、いずれにしても柔軟な対応をしていくためには、僕はこういう構造改革特区というのは、必要は必要だと思うんです。かなり逗子市の教育の特性というか、特徴をしっかりと出していくためには必要だと思うんです。ただ、まだ全体的にしっかりとこの問題についてはですね、教育委員会でも議論を一回もしてないです。私はした覚えはない。やはりこういった重要な問題を部分的に提案していくことについては、私は反対をいたします。したがって、今回については、いわゆる申請をしないという方向でやっていただきたい。

といいますのは、やっぱり全体をしっかりと研究し、勉強した結果、こういう教育をしていこうじゃないかという、合意がまずでき、それを市民に徹底してですね、市民からも多くの賛同を得た中で実施していかないと、結構難しい問題がたくさん出てくると思うんです。したがって、こういう大きな問題については、本当の意味のきちとした戦略をしっかりと立て、そして実行するためにどういう手順で進んでいくのが、市民の了解を得られ、賛同を得

られて、大きな実を結ぶかどうかというところまでしっかり計算した上じゃないと、僕はやるべきじゃないと思うんですね。部分的にはやるべきじゃない。したがって、いいことですが、今回についてはそういった意味で申請の部分申請はしない方がいいんじゃないかというふうに考えます。

#### **小島委員長**

ほかにいかがでしょうか。

#### **五十嵐委員**

ここで何を御意見として申し上げたらいいのか、よくわからないんですけれども、出されたものについて意見を述べるのが特区についての議論になるのかという疑問が前提にあるんですけれども、特区ということを通じて出すのであれば、もう少し根本的にどんなものが逗子にいいのかという議論が聞きたかったなというふうに思うんですけれども。少なくとも今、御説明の中で、ただしとか、これについてはという注釈の部分をおっしゃられたと思うんですが、そういうものが少しでもあることについては、まだ出すべきではないのではないかなというふうに思いました。一つ取り上げてみても、小・中一貫ということが、せっかく学区を自由化した中で、それとの兼ね合いですとか、全校でやるのかとか、部分的にやるのかとか、そういう御提示がない中では、ちょっと今、意見を申し上げるようなことではないのかなというふうに思いました。

#### **野村教育長**

ここに出された6つの案は、既に全国的にも何らかの形で話題になっている要素を持っていると思うんです。事務局の方の提案の仕方の中にも、どの項目に対しても前向きというよりも課題性を持った提案の仕方であったと思います。今、五十嵐委員がおっしゃったことと同じなんです、すべて課題を持って、こんな課題があるんだ。じゃあその課題をどうクリアすることができるかという前提があって提案ということであれば、まあ納得できるんですけれども、こんな課題があるよということは、提案しなくてもいいんじゃないのというような受け取り方を私は理解しました。

そこで一つ一つなんです、小・中学校の修業年限の弾力化ということは、東京都の品川がもう既に4・3・2ということで実施しております。奈良県でも奈良市、京都府でも京都市、熊本県では富合町、それから群馬県では太田市と、かなりの都道府県の市町村がこの提案をしているわけで、現実には成功している部分もあるし、メリットもあるしデメリットもあるという情報は伺っております。

この点につきましては、非常に逗子市という地域性から考えて、これがこの方法が果たして可能なかどうかということをもう少し精査しないと、提案してしまった後、さあどうしようかということになるかと思っておりますので、私はこの小・中学校の修業年限の弾力化ということは、時期尚早だと思っております。ねらいとしては大いに結構なんですけど、時期尚早なのではないか。

それから、3番目の学校施設の学校教育目的外の使用ということは、特に塾を貸し出しとすることを前提としたような提案はいかがなものかと思っております。塾だけではなくて、いろいろな企業に対して開放、利用してもらおうんだという発想であるならば、あるいは検討の余地があるのではないかと思いますけど、塾という限定の仕方には私は賛成しかねます。

それで、学校開放ということで、学校施設を開放することが開かれた学校というような認識が市民の中にもあるようですが、このことが認められるとなれば、塾だけではなく、市民の活用も大いに要求が出てくるのではないかと。片や学校では今、いろいろな教育制度の激変によって少人数制指導とか習熟度別指導の教室が足りないと。今まで地域に開放していた教室すら戻してもらわなければならないという状況の中で、塾だけに貸し出すというような発想はいかがなものかと思っております。

それから、クラブ活動の点、第5番目の、他の学区による教育課程への出席の容認ということなんですけど、理想としては大変結構なこと、子供たちの興味・関心を多様化させていくという意味では、さまざまなクラブ活動が各学校の中に設置されることが望ましいわけですが、教員数の少ない学校では、子供の要求するクラブ活動が設置するということは全く不可能な状況でございます。そういう意味で他校にあるクラブ活動に子供が参加するということは、大変すばらしい発想ではあるわけですが、これも地域的に考えて、本市の場合、沼間小学校の子供が小坪小学校のクラブに行きたいといった場合に、現実的に可能なかどうか。小1時間かかりそうな学校へ2時半から始まる、例えば2時半から6時間目が始まるクラブ活動に参加するためには、もう既に給食が終わったらすぐ出かけなければならない、こういうような状況も生まれてくる。そういうような具体的な状況を想定いたしますと、この方法は大変結構なんですけど、果たして逗子で認可された場合に、これが実現できるのかどうかという大変大きな不安を感じております。そういう不安を感じながら特区を申請するというのは、私個人としてはいかがなものかなと思っております。

あと、教科書の採択につきましては、これは戦後すぐには各学校とも単独採択でございました。それがいろいろな時代の流れに沿って採択方法が変わり、そして現在は教育委員会に

よって採択権を移譲されております。これをさらに今後各学校採択にという特区申請になっているわけですが、ここらあたりは私はもう少し検討する余地があるんじゃないか。教育長会議等の雑談の中では、各この教科を精査していく、研究していく、調査していくということは、教育委員としても大変な仕事であるというような話が頻繁に出てきております。しかし、それだからできない、だからできないんだという考え方は、ちょっと短絡的ではないかなと。小学校に、各学校に単独採択をしたときに起こってくるメリットとデメリットをもう少し精査して、これも決定していく、教育委員会としても決定していく必要があるんじゃないか。

そういうことで、6つのうちの4つについては、私は特区申請という気持ちにはなりません。ただ、2番目の教員免許状の弾力的運用ということでございますが、過去40年前に東京で小学校において教科担任制を実施した学校がございます。これは2年、3年で失敗の状況を生み出しました。ということはどういうことかということ、小学校の先生だけが教科担任制が大変実現不可能であったということ。これは当時、小・中連携ということが可能であれば、あるいは賛成した事例になったかもわかりません。これを今の現在に持ってきまして、小・中連携を通して、今、中央審議会でも英語教育というようなことが話題になっております。この英語教育を小学校で実施する場合、現在の小学校の教員がすべて英語の指導ができるかどうかということは、大変不安状況でございます。そうなってきたときに、中学校の英語の担任が、教師が小学校に出向くと、いわゆる教科との交流ということは特区をしなくてもできるのではないかと思います。ただ、ここで提案していることの違いは、教科の交流ということではなく、教科の交流でしたら現在の逗子ではもう既に4年か5年前から実施されております。特に技能教科については。しかし、ここへきて教科の交流ではなくて、ここで申請しているポイントは、その中学の先生が学級担任ができるという、このところがポイントになっていると思うんです。もしこのことが可能ならば、小・中連携という中での免許状の特区申請ということは、あるいは可能な、よろしいのではないかなという考え方を持っております。

それからもう1点、4番目の県費教職員の選考権限を市に移譲するということ、これはもう最大限、大きな望みを持っているわけですが、申請すればどうぞという答えが出てくると思います。それは、どうぞということは、市で教員を採用するならば、市でその教員のすべてを負担しなさいという筋道になるかと思いますが、ここで申請しているのは、市で採用して、これはすばらしい教員だからということを県に申請すると、具申すると。具申したも

のは、市の教員名簿に、採用名簿に登録されて、県から、じゃあ逗子さんなら逗子さんにこの先生お使いなさい。つまり、採用する立場では市がやるけれども、その負担は県が持ってくださいよという、こういう形なんですね。これが本当に可能になるならば、私はこの申請を出しても、今ここで深い論議を待つまでもなく、即刻にでも私はこれを実現してもらいたいと思います。といいますのは、今まで私も何年か新採の先生あるいは他地区から来る先生の採用に参加してまいりました。しかし、その採用する新採、いわゆる新採ですね、新しい先生にしても、他地区から来る先生にしても、すべてもう逗子に来るんだということの前提のもとに面接するわけです。ですから、本当に悪ければ、差し戻すということは可能なんでしょうけれども、ほとんどがもう面接した段階では本人たちは逗子の教員になるということを知ってきている。こういうような状況は大変いかなものかと思っているわけです。もしだめならば、戻せるというぐらいの権限を市町村の教育委員会が持てるような方法をとらない限り、私は学校教育の活性化ということはある得ないのではないかなと、こんなふうに思っています。ですから、ここで提案されていることがもし実現できれば、こんなすばらしいことはないと思っておりますので、この6つ挙げられた中のこの2点が申請の対象になるのかな。これはまた委員の皆様の御意見を伺ってからのことですが、私の意見としてはそのようなものを持っております。大変長くなって申しわけありません。

#### 村松委員

6月に申請してね、いろいろ検討して、要するに今度は申請しなくてもいいだろうということで、ある程度考えたのは、企画委員会で何かを申請しろということで検討したということだと思っておりますが、まず結論から言いますと拙速ですね。そういう上から問題がやれと言われるからやるんだということは、これはやはりきちっとした信念のもとに、こういった重要な問題というのはやる必要がある。そのためには、やはり構造改革特区といった全体像というのは一体どういうものかということをしっかりつかんだ上で申請をすべきであろうというふうに思うんです。小・中学校の修業年限の弾力化も、多分2番目の教育免許の弾力的運用というのと連動していると思うんですね。要するに弾力的に運用するには、中学生の先生も小学校のやっぱりきちっと教職課程を組むべきである。そうじゃないと弾力的運用できませんよね。基本的には多分そういった問題が多くある。

したがって、私はね、部分的というか、全体像としてはいい問題だと思うんです。討議してきちっと考え方をやっていく分においては、僕は教科書の採択を学校へ移譲した方がいいだろうというふうには個人的に思っていますし、学校の施設の教育目的外で、塾に貸すとい

うのはね、これはとんでもないことですが、いろいろな使用の仕方もあるだろうと思うし、全体的には悪いことじゃないですが、申請の仕方が気に入らない。要するに、もっと根本的に物を考えた上でやるべきであって、上から要請しろという形で、いろいろ考えて、じゃあ2つ適当だから、1つ適当だから出そうとか、それはやめた方がいいと思うんですね。だから、もう一回これ、きちっとやりましょうよ。それで来年きちっと、何月ですか、6月なら6月、あるいは11月なら11月、きちっと基本的な考え方を教育部としてやって申請すればいいと思うんですよね。だけど今ね、僕はやるのは拙速だという気がしてならないです。

#### 小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### 川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

御意見いろいろありがとうございます。村松委員さんのおっしゃったように、逗子の教育の方向性あるいは枠組みがあって、それをさらに補強するものとして特区という申請が次に出てくるというお話かなと思います。そういう意味で、もう少し逗子の教育の全体的な柱立てをきちんとしてから、それについてどういう特区があり得るのかという議論を準備していくということで、私ども理解しております。

私が今、自分の職務としてやっておりますのは、教員の人事についてです。そうなったときに、教育長もこの場以外にもいろいろな場の中でも、教員採用について、教育長からのお話があったと思うんですが、採用について、一律に県で採用して、この教員は逗子と決められてきますが、指導力不足教員が生じたことに対して、それは市でやりなさいという話となります。人事権もない、市が県からいただいて、お返しができないという状態は一体何なんだろうかということで、教育長も非常にそのあたりは教育長会議の間でもお話ししていますし、指導力不足について県としての態度もやはり明確にしてほしい。市にすべて採用したんだからということで任命、服務権限は市にあるんだからといって市の方に任せてしまうのはどうなのかというのは、まず一つあります。これは逗子においても緊急に解決すべき課題であるということで、教育長にお願いして、教育長会議の間でも御意見をお願いしたいということで、私ども出しております。

それから、教員免許状の弾力的運用なんですが、小学校あるいは中学校の交流が今、進められておりますけれども、特に5年生、6年生が、先ほどお話ししましたように中学校に行ったときに不登校あるいは学習の遅れ等が今、非常に目立って、学区希望制、今、試行して

おりますが、中学校の勉強に小学校の教員が夏休みに入って個々指導しているということもあります。そういうことで今、小・中の連携が本当に具体的に進められている中で、この免許が弾力的に運用されることによって人事異動、中学校の先生が小学校に行ってもらって、5、6年の児童の心理や状況、学習の実態がより一層明確に把握し、それが指導の中で生かされる状況があるのではないかなと思っております。したがって、この2つは教育の大きな枠組みを十分精査しなくても、それ自体は私は必要な課題であって、特区として申請していくことと思っております。それ以外は、教育の大きな枠組みを変える内容になっておりますので、村松委員さんがおっしゃったように、これは確かに大きな柱をきちっと踏まえて再度検討していく課題であると思っております。

事務局の私が考えた部分もありますけれども、これについて県費教職員の選考権限、それから免許の弾力的運用、これについてはもう少し、今の時期、本当に拙速な形かもしれませんが、出していきたいと考えております。ただ、1点、県費教職員の選考権限のこの部分は、県として市町村の具申のもとで配置を行うと、言ってしまうと特区とならない可能性は十分あります。しかし、こういう声を国に伝えることで、それは県がやるべき話ということで県が配慮として出てくれば、私どもの意向が県に伝わるという部分としては、私はいいかなと思います。また、そういったことが事実となれば、地方分権という声の中で、教員の人事権が市町村に行くのではないかなと、かすかな期待は持っております。以上です。

#### **五十嵐委員**

意見について議論するのであれば、選考権限を市に移譲する問題については、三位一体の中で権限を受け取ってしまうことで、財政的にどうなのかとか、そういうことも私、今の時点ではわからないので、非常に賛成も反対もしづらいんですけれども、もう1点、それから教員免許の弾力的運用については、小学校の先生は教員免許を取られるときに、やはり小学校の先生としての勉強をされてとられているのではないかなと思うんですけれども、小学校1年生から中学3年生までの発達上の違いというのは大変大きいと思うんですね、9年間の間で。それを1年生の担任というのは、多分、小学校の先生の中でも非常に難しいポジションじゃないかなと思う中で、違うもの、どちらでも持てるようにしてしまうということに少し何か研修の機会を持つとか、そういう対応についての何かそういう工夫をされるべきでないかなというふうには思います。

#### **野村教育長**

今の五十嵐委員さんのお話の中で、小・中の教師の交流というのは、当然中学の先生が学

級担任に、小学校の学級担任になれるというのは、中学でやっているシステムのような学級担任、つまり小学校でも教科担任制になってくるという前提があると思うんです。それも5、6年の学年が教科担任制になってくる。で、4・3・2というような発想がそこに生まれてきた。ですから、中学の先生がそっくり小学校の1年生の担任になって、本当にできるのだろうかという、こういう不安は当然お持ちだろうと思うんですが、そういう発想ではないと思います。この裏側に4・3・2というような枠組みが想定されているということは、中学の先生が小学校へ来て担任になっても、それは中学校の担任、つまり中学校の担任というのは、すべての教科を教えているわけではなく、担任をしているだけであって、それに教科担任がすべて専科として入っている。それを小学校に持ち込んでこようということで、先ほど私が例としてお話しした東京の小学校における教科担任制ということを実施して、本まで出版されておりますが、そこでの実践を今、振り返ってみると、小学校の先生たちだけで教科担任制やると、理科と算数と社会、これを担任同士が持ち回ったというだけであって、結局は5、6年生だけの教科担任制になってしまって、その部分と1年生から4年生の部分と分離してしまって、学校の組織が崩壊してしまった。そういうような経緯があるわけです。それを小・中連携という形をとれば可能なのではないかなということを今回のこの提案で私は改めて昔の方向を思い出したわけです。

#### 小島委員長

ありがとうございます。いろいろな御意見が出されまして、大きく分けて2つ、手続的な、時間的なことも含めて、あるいは方向性がまだ定まらない中で検討ができないのではないかなという、そういう御意見。それから、それぞれ御提案されて、こういうふう具体的に出来たものについてのいくつかの御意見をいただきまして、そこはかみ合うようなかみ合わないような、ちょっと次元が違う話ではあるというふうに思います。事務方からも出ましたとおり、現状の問題を解決するための方策というのもしっかり含まれているのだと思いますし、あとは今後の逗子市の行く道というのがはっきりと定まっていないうちに議論はできないのではないかなという、そういうような御提案もあるのだと思います。また、逗子市の方向がもっと明らかになれば、これ以外の御提案というのでも大いにあり得るだろうという、そういう可能性も含まれているわけですので、そのようないろいろ出ました御意見をお持ち帰りいただき、事務部で、教育部でももう少し検討する時間はないのだと思いますが、18日までには何ができるのか、あるいは何をしない方がいいのかということをもう一度お考えいただくことによろしいでしょうか。これは可決するとか否決するとかいうことではありませんが、



御意見の傾向としては今、十分に伝わった、皆さん共有したものがあると思いますので、そのような形で、ここで一旦議論を打ち切らせていただき、また新たにこういう議論する機会を今後ともどんどん持っていかなくてはいけないということを感じているわけです。そういう形で今回はおさめさせていただいてよろしいでしょうか。

#### **村松委員**

先ほどね、川村さんが言った緊急課題で、人事権、これはどうしても必要であるという判断するなら、僕は反対ではないんです。やっぱりきちっとやった方がいいと。特区でなくても、今後こういった問題というのは、多分いろいろな基本的な教育のね、体制の中で出てくると思うんです。これも悪いことじゃないです。やっぱり人事権を持つべきだし、それから2番目の問題もそうですし、当然中学校の先生が小学校へ今後ね、そういった教育の変革の中で担任を持てるというのはいいことだし、それはやっぱり進めるべきだ。ただ、何回も言いますが、出し方が気に入らない。要するに、こういった大きな問題というのは、もっと本来は教育委員会でびしっとですね、議論、討論をして、固めてからやるべき問題であって、部分的にぼんぼん、ぼんぼんとやるという、僕は出し方が気に入らないというだけです。したがって、今後こういう大きな問題については、事前にしっかりと教育委員会あてにこういう討議をされておりますと。こういった検討がされておりますと。プロセスはこうですということを、やっぱりきちっと報告をしていただきたいということですね。ですから、それをきちっとやっていただければ、へそ曲がりじゃないからね、へそ曲げることはないけど、今回については、これはね、ちょっと安易じゃないかという気がしました。だから、この2つについては、もしどうしても緊急に出すということであれば、それについては僕は出すことについてはやぶさかでないし、賛成はいたします。ただ、今後気をつけてもらいたいということです。

#### **小島委員長**

ありがとうございます。では、ほかによろしいですか。今のまとめて。では、これをもちまして構造改革特区の申請についてを終わります。

ほかにもその他として何かお持ちでしょうか。

#### **平教育部参事（文化・教育ゾーン担当）**

貴重なお時間をちょっといただきたいと思います。一連の文化・教育ゾーンの建設工事が進んでいる中で、生涯学習棟の建設がまだ残っているわけでございます。この生涯学習棟の建設につきまして、私の方で報告と申しますか、御了承をいただきたい件が生まれてまいり

ました。

その1つというのは、実は生涯学習棟の建設につきまして、今、空き地になっていいるんですが、そこへ建設工事が始まろうとするところで、補助金の事務も横浜防衛施設局を窓口といたしまして、我々の方で細かな詳細方の説明をいたしまして、補助金の交付決定の内示をいただいたところでございます。その内示をいただいて、いよいよ建設ということで、1月10日ですね、本体の建設工事と電気工事と給排水衛生工事のこの3つの入札を実施させていただきました。ところが、本体の建設工事につきまして、応札がなかった。要するに入札辞退、各社とも入札辞退ということになりました。この各社というのは、大手の建設事業を受け持つ4社でございましたが、4つとも入札を辞退したということでございます。肝心の本体の建設工事でございますので、当然私どもも困惑いたしまして、一時はあわてたわけでございますけれども、多分、金額的に折り合いがつかなかったのが4社とも辞退ということになったのだらうと思います。私ども教育委員会といたしましては、最低72億円というラインを確保するために、さまざまな実施設計とか、あるいは実施設計に携わった設計会社と我々とで煮詰めて、厳しい枠ではありますけれども、数字を第1期工事と合わせた数字を斟酌して提示をしておりました。その結果、電気工事と給排水衛生の工事は何とかぎりぎりのところでうまくおさまったわけですけれども、本体工事がこのような事態になったということでございます。

今後、私たちといたしましては、期間と金額を変えずに、業者の範囲を広げて、再入札の実施をしたい。早急に行いたいということの手続をばたばたとしております。当然、私どもは一刻も早く入札ということをしたいのでございますが、最低、新しい業者が入ってくるといことになると、その中身を精査しなければなりません。中身を精査した結果が、業者間での独自の金額をはじき出さなければならないということがございまして、1カ月、最低1カ月はかかるだらうというふうに見ております。本日11月14日に再度公告をいたしまして、相当の事業者呼びかけまして、入札日を来月12月の14日を予定させていただいて、今度は確実な応札を受けたいというふうに思っております。

この緊急事態でございますので、教育委員の皆様にも一応御報告し、御了解をいただきたい。同時に、議会でもお話し合いをさせていただいておりますので、きょう、教育長を初め各委員の方々にも御理解をいただきたいということで進めているところでございます。そういう事態が生じたので、緊急に、この教育委員会の席をおかりしまして御報告をいたします。以上でございます。

## 小島委員長

承りましたが、何か御質疑、御意見などありますか。

ほかに何かその他としてございますか。ございませんね。では、ないようですので、以上でその他について終わらせていただきます。

これをもちまして教育委員会第1回臨時会を終了させていただきます。ありがとうございました。